

広島県告示第三百九十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百七十六号）第十六条第一項の規定によつて、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）及びかたぐちいわし瀬戸内海系群に関する令和八管理年度における知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第四項の規定によつて、公表する。

令和八年三月三十日

広島県知事 横 田 美 香

特定水産資源の名称	知事管理区分の名称	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）	広島県くろまぐろ（小型魚） 漁業	一・〇トン
くろまぐろ（大型魚）	広島県くろまぐろ（大型魚） 漁業	二・〇トン
かたぐちいわし瀬戸内海系群	広島県かたぐちいわし漁業	四四、〇〇〇トンの内数